

○財務省告示第十四号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十五年十二月九日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下



九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと
十一	発行価格	平。成二十五年十二月九日
十二	発行期限	平。成二十六年三月十七日
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	日本銀行額百円につき百円
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十五年十二月九日

イ 一 発

国債市場  
特別参加  
者・第I  
非価格競  
争入札発  
行

額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九  
募価格五厘以上のそれぞれ九十九円九  
十八銭五厘三毛

平。成二十六年三月十七日  
ただし、償還期が銀行休業日に  
当たるときは、その翌営業日に

償還金額を  
日本銀行額百円につき百円